

2025年3月31日

各位

会社名 東京計器株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員

安藤 毅

(コード番号 7721 東証プライム)

問合せ責任者 執行役員 法務・ガバナンス担当
藤井 千秋

(TEL 03-3732-2111)

当社の「大規模買付ルール（買収への対応方針）」の継続導入について

第91回定時株主総会（2022年6月29日開催）においてご承認いただきました当社大規模買付ルール（以下「本ルール」といいます。）が、2025年6月開催予定の当社第94回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間満了を迎えることから、その後の社会・経済情勢の変化等を踏まえ、継続の是非も含めそのあり方について検討を重ねてまいりました。その結果、2025年3月31日開催の当社取締役会において、本ルールを一部見直すとともに本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本ルールを継続導入することを決定いたしました。本ルールの継続導入につきましては、当社監査等委員会及び特別委員の全員から同意を得ております。

なお、本ルールの見直しは、近時の買収への対応方針に関する裁判例や実務上の動向等を踏まえ、現ルールに以下の変更を加えたものであります。

- ① 有効期間の見直し
- ② 大規模買付行為及び特定株主グループの定義の見直し
- ③ 上記変更に伴う修正その他形式的な字句の修正等

本ルールの内容は別紙のとおりです。

【本ルールを継続導入する背景と必要性】

当社グループは、持続的成長による企業価値向上を実現し、もって当社株主共同の利益を向上させるため、「東京計器ビジョン 2030」を着実に推進し、事業構造を柔軟で強固なものに変革していく所存です。当社取締役会は、これらの事業構造の変革を確実に実行していきませんが、これと共に、当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる「同意なき買収」を防ぐことは、株主の皆様から経営を委任された当社取締役会の責務であり、また権限でもあると考えております。なお、ここでいう「買収」とは、買収者が上場会社の株式を取得することでその経営支配権を取得する行為を指し、「同意なき買収」とは当社取締役会の賛同を得ずに行う買収を指します。

他方、近年ではプライム上場企業の株主構成比率は政策保有株式比率の低下により非安定株主比率が増加の傾向にあり、今後もわが国の資本市場において買収行為が継続的に行われることが懸念されています。この場合において、株主、投資家等に対する十分な情報開示がなされることなく、結果として対象会社の企業価値及び株主共同の利益を損なうような同意なき買収行為の生じ得る可能性が危惧され、当

社においてもその可能性が否定できないと考えます。

このような背景から、今後3年間は、「当社の支配に関する基本方針」に照らし、同意なき買収者による買収行為を抑止するための枠組み、即ち、本ルールの継続導入が必要であると考えております。

【当社の支配に関する基本方針】

1. 基本方針の内容

当社グループは、計測・認識・制御という人間の感覚の働きを最先端技術で商品化し、これをお客様に提供することを通じて社会に貢献していくことを経営理念として掲げ、顧客満足のための指針はもとより環境保護や法令遵守といった7つの行動指針のもと従業員が日々研鑽しています。当社グループは、企業価値向上のための諸施策の実施及び企業価値向上の実現は、これらを実践する従業員の高いモラルと実行力が最も重要な要因と認識しています。すなわち、経営者と従業員が目標を共有化し、ともに経営理念や行動指針を具体的な形として事業に反映させていくことが当社グループの企業価値を向上させ、ひいては株主共同の利益の維持・向上に繋がるものと認識しています。

然しながら、当社に対してこのような認識とは異なる者から買収提案が行われた場合には、これを受け入れるか否かは株主の皆様が判断すべきと考えています。一方で、当社グループの企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収を防ぐことは、株主の皆様から経営を委任された当社取締役会の責務であり、また権限でもあると考えています。従って、買収提案がなされた場合には、その買収提案が企業価値を低下させるか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報と相当な検討期間を確保することで、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を低下させる買収を抑止することが必要と考えています。

2. 具体的な取り組み

当社はこのような株主の皆様の判断の機会を確保し、更には当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報と相当な検討期間を確保し、買収提案者との交渉を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を低下させる同意なき買収を抑止することを目的として、買収提案者が具体的な買収行為を行う前に取るべき手続を明確かつ具体的に示したものと「大規模買付ルール（買収への対応方針）」を導入しています。本ルールは3年毎に見直し、取締役会にて決議後、株主総会にて承認を受けます。

本ルールの概要は以下のとおりです。

ア. 本ルールの発動にかかる手続の設定

当社の発行する株券等に対する20%以上の買付けもしくは20%以上となる買付けを行おうとする行為又はその提案(以下、「大規模買付行為」といいます。)に対し、事前に当該大規模買付行為等に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為等についての分析・検討を行う時間を確保したうえで、株主の皆様へ当社グループの中期経営計画や代替案等を提示する、大規模買付者等との交渉等を行っていくための手続、更には対抗措置発動の可否を株主総会に諮る、あるいは取締役会が対抗措置の発動を決議するなどに至る手続を定めています。

イ. 取締役会の恣意的判断を排除するための特別委員会の利用

本ルールにおいては、原則として具体的な対抗措置の実施、不実施の判断について当社取締役会の恣意的判断を排除するため、特別委員会規程に従い、当社の独立社外取締役や、当社グループと全く関係のない大学教授、弁護士、公認会計士等の有識者から構成される特別委員会の判断を経るとともに、株主の皆様が適時に情報開示を行うことにより透明性・公正性を確保することとしています。

3. 具体的な取り組みに対する合理性

ア. 企業買収における行動指針及び東京証券取引所の規則の要件を充足していること

本ルールは、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の原則、②株主意思の原則、③透明性の原則）、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」における買収防衛策の導入に係る遵守事項（①開示の十分性、②透明性、③流通市場への影響、④株主の権利の尊重）を完全に充足しています。

イ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本ルールは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かについて、当社取締役会の代替案を含め大規模買付行為者の提案を十分に検討するために必要な情報と相当の期間を確保することによって株主の皆様が適切にご判断を行うことができるようにすること及び株主の皆様のために大規模買付行為者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入するものです。

ウ. 株主意思を重視するものであること

本ルールは株主総会における株主の皆様のご承認をもってその導入、継続の可否が決定することから、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本ルールの継続の決定後、本ルールの有効期間中であっても、当社株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、本ルールはその時点で廃止されますので、いつでも株主総会にご提案いただいて本ルールを廃止することができます。

なお、本ルールの有効期間は2007年度定時株主総会（2007年6月28日開催）において導入を決議後3年間とされ、2010年度の定時株主総会（2010年6月29日開催）、2013年度の定時株主総会（2013年6月27日開催）、2016年度の定時株主総会（2016年6月29日開催）、2019年度の定時株主総会（2019年6月27日開催）及び2022年度の定時株主総会（2022年6月29日開催）において継続する旨決議されました。今後も3年毎に、定時株主総会において株主の皆様のご信任を得ることとしています。また、有効期間中であっても、当社株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されます。

エ. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本ルールにおける対抗措置の発動等に際しては、当社から独立した社外者のみで構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。また、特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断（勧告）の概要については、株主の皆様

様へ情報開示されることとされており、本ルールの透明な運用を担保するための手続きも確保されています。

オ. 合理的な客観的発動要件の設定

本ルールは、予め定められた合理的な客観的要件、すなわち、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合に該当しなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

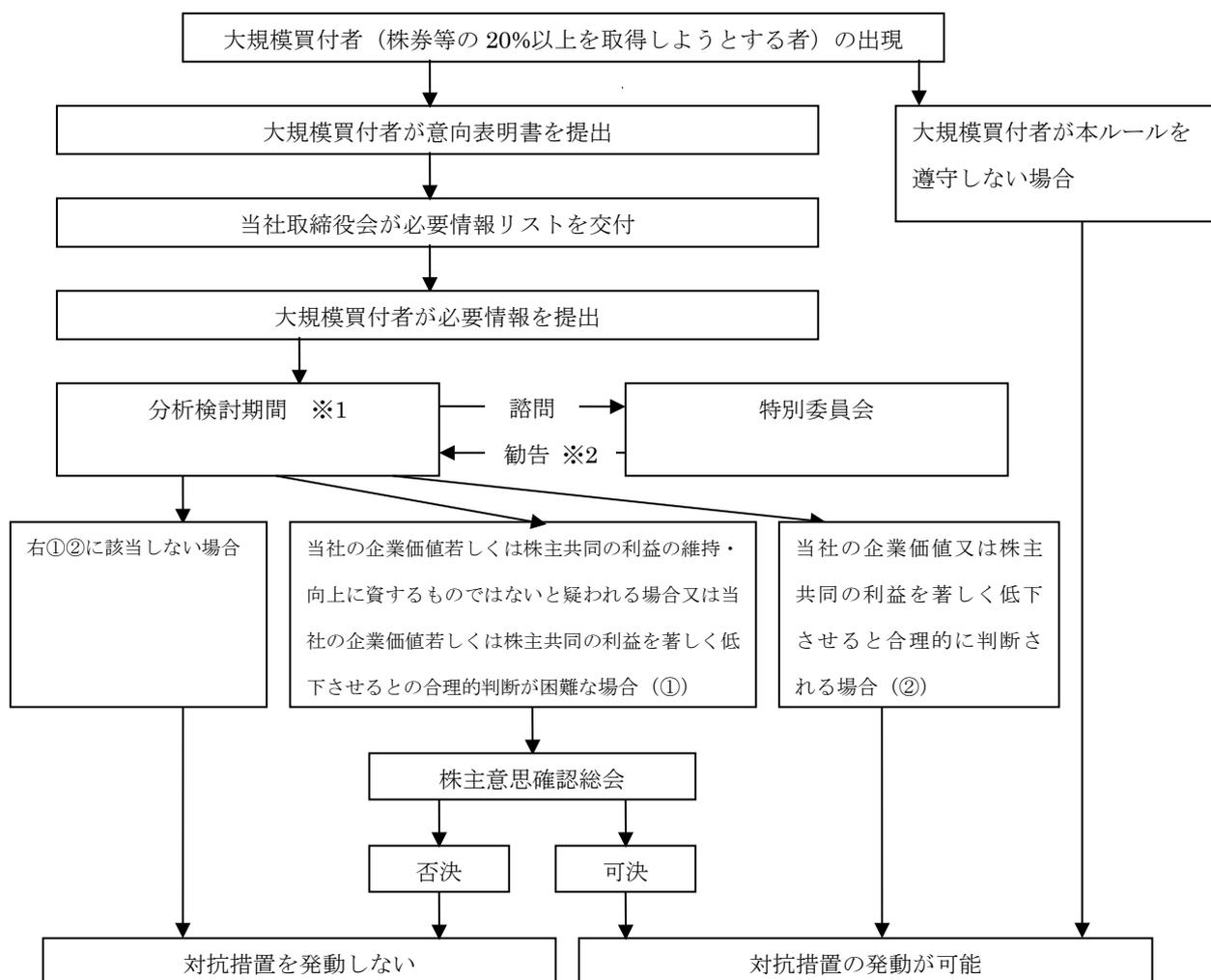
カ. デッドハンド型やスローハンド型の買収への対応方針ではないこと

本ルールは、株主総会決議によりいつでも廃止することができ、また、取締役会が大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収には該当しないと判断した場合には本ルールを適用しないこととできるため、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で、本ルールを廃止したり、取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会の決議をすること等により、本ルールの発動を阻止することが可能です。従って、本ルールは、デッドハンド型（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。

また、当社の監査等委員でない取締役の任期は1年としており、期差任期制度を採用していませんので、本ルールは、スローハンド型（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収への対応方針）でもありません。

【本ルールについてのフローチャート】

本チャートは、あくまで本ルールに対する理解に資することのみを目的として参考として作成されています。本ルールの詳細については、大規模買付ルール本文をご参照下さい。



※1 分析検討期間は原則として、60 営業日以内としますが、当社取締役会は必要がある場合には、30 営業日を上限として延長します。

※2 特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当である旨を勧告し、当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

別 紙

東京計器株式会社 大規模買付ルール（買収への対応方針）

1. 本ルールの導入とその目的—当社の企業価値又は株主共同の利益の維持

当社取締役会は、特に中長期的な観点から、当社の企業価値及び株主共同の利益を維持・向上させていく所存でございますが、これと共に、当社の企業価値又は株主の共同の利益を低下させる買収を防ぐことは、株主の皆様から経営を委任された当社取締役会の責務であり、また権限でもあると考えております。

一方、現状では、何人でも、企業価値を低下させる買収であるか否かについて判断するための十分な開示を行わずに、会社経営に対して影響を持ち得る数の株式を取得することが可能であります。このようなことから、当社取締役会は、買収が企業価値に及ぼす影響についての判断を可能とするためのルールを策定し、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させる買収に該当すると判断した場合には、対抗措置を発動することといたしました。

2. 本ルールの内容

(1) 大規模買付行為の定義

大規模買付行為とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為
- ② 特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株券等の買付行為
- ③ 上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者又は特別関係者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注3）を樹立するあらゆる行為（注4）（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限りません。）

注1：特定株主グループとは

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6

項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)並びに下記 (iii) に該当する者

(ii) 当社の株券等 (同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。) の買付け等 (同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。) を行う者及びその特別関係者 (同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。) 並びに下記 (iii) に該当する者

(iii) 上記 (i) 又は (ii) の特定株主グループのいずれかの者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行及び証券会社その他の金融機関、これらの者の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士及び公認会計士その他のアドバイザー、並びにこれらの者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引 (ToSTNeT-1) により当社の株券等を譲り受けた者をいいます。

注 2 : 議決権割合とは

(i) 特定株主グループが注 1 の (i) 記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合 (同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者及び上記 (iii) の者の保有株券等の数 (同条項に規定する保有株券等の数をいいます。) も加算するものとします。以下同じとします。)

(ii) 特定株主グループが注 1 の (ii) 記載の場合は、当該大量買付者及び当該特別関係者並びに上記 (iii) の者の株券等所有割合 (同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。) の合計をいいます。株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数 (同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。) 及び発行済株式の総数 (同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。) は、自己株券買付状況報告書、有価証券報告書、半期報告書等のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注 3 : この関係の樹立の判定方法等

この関係が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

注4：この行為の判断方法等

この行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします（かかる判断に当たっては、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本文の「③」所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(2) 大規模買付者による必要情報の提供

- ① 大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付行為によって達成しようとする目的の概要を明示し、本ルールに定められた手続を遵守する旨を約束した書面（以下、「意向表明書」といいます。）をご提出いただきます。
- ② 当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後 10 営業日以内に、大規模買付者に対し、以下の各事項を含み当社取締役会が大規模買付者の行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収に該当するか否かを判断するために必要と考える情報（以下、これらを「必要情報」といいます。）の提供を要請する必要情報リストを交付します。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が十分ではないと認めた場合、大規模買付者に対して、十分な必要情報が揃うまで追加的に、情報の提供を要求します。
- ③ 当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書が提出された事実、当社取締役会に必要情報が提供された場合及び提供情報の検討・分析を開始した場合にはその旨を開示します。また、必要情報について、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断される時期に、その全部又は一部を開示します。
- ④ 本必要情報の具体的な内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目としては以下の事項を含みます。
 - A) 特定株主グループ（共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。）の概要
 - B) 大規模買付行為によって達成しようとする目的及び内容
 - C) 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
 - D) 大規模買付者が当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、人事政策等が当社企業価値又は株主共同の利益を低下させるものではないことを判断するために必要かつ十分な情報

(3) 当社取締役会による分析・検討

- ① 当社取締役会は、大規模買付者から必要情報の提供を受けた日から起算して 60 営業日以内の期間（ただし、当社取締役会は、必要がある場合には、この期間を、30 営業日を上限として延長することができます。この場合、延長期間と延長理由を開示します。）（以下、「分析検討期間」といいます。）、外部専門家の助言を受けるなどしながら、必要情報の分析・検討を行い、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。当社が分析検討期間を 60 営業日と定めているのは、当社の営む事業が前述のとおり多様なステークホルダーに大きな影響を与える事業であること、特に防衛・通信機器事業は、取り扱う情報が防衛省との契約により「防衛秘密の保全」として厳重に管理されているものもあり、わが国の防衛政策に大きく関係する事業であることから、大規模買付行為の企業価値に与える影響を慎重に検討する必要があるためです。
- ② 当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、また、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。

(4) 株主意思確認のための株主総会

- ① 当社取締役会は、必要情報を分析・検討した結果、大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画等が不合理であると疑われる場合、当社取締役会の経営方針及び事業計画等（大規模買付者による大規模買付後の経営方針及び事業計画等に対する代替案を含みます。）に劣ると疑われる場合、その他当社の企業価値又は株主共同の利益の維持・向上に資するものではないと疑われる場合には、直ちにその旨を公表し、速やかに株主意思の確認のための株主総会を招集して、対抗措置の発動の要否に関する議案を付議します（ただし、実務上の手続等を勘案して、既に開催することが予定されている株主総会において付議することが、より迅速かつ適切であると判断する場合には、当該株主総会において議案を付議します。）。
- ② 取締役会の上記判断においては、特別委員会の勧告（後記 4.）を最大限尊重して決議を行います。

(5) 対抗措置発動の中止又は停止

- ① 下記 3 (1) 又は 3 (2) において、大規模買付者に対して、株主意思確認総会又は当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決議した後、当該大規模買付者から当社取締役会に対して大規模買付行為の撤回・変更又は代替案の提示があった場合、又は対抗措置発動の事実関係に変動が生じた場合には、当社の企業価値又は当社株主全体の共同の利益を損なうか否かについて十分に検討した結果、対抗措置の発動が適切でないと判断したときは、対抗措置の発動により生じる株主の皆様の権利の確定前であり、かつ株主の皆様の利益を損なわない場

合に限り、当社取締役会は対抗措置の発動の中止又は停止を行うことがあります。

- ② このような対抗措置発動の中止又は停止を行う場合は、速やかに情報開示を行います。

(6) 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付行為は、分析検討期間の経過後（株主意思確認株主総会が招集された場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が否決された後）にのみ開始することができるものとします。

(7) 本ルール適用除外

当社取締役会は、上記(3)の分析・検討の結果、あるいは、それ以前であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買取には該当しないと判断した場合は、以後本ルールを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、当社取締役会が適切と判断する時点で公表します。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が本ルールを遵守しなかった場合

- ① 大規模買付者が本ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、新株予約権の発行等を含む会社法その他の法律及び当社定款の下で可能な対抗措置のうちからそのときの状況に応じ最も適切と判断した手段を選択し対抗措置を発動することがあります。
- ② 本ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって本ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

(2) 大規模買付者が本ルールを遵守している場合

- ① 当社取締役会は、大規模買付者が本ルールを遵守している場合には、大規模買付行為に対する対抗措置を発動しません。
- ② 上記①に関わらず、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合には、前記(1)と同様の対抗措置を発動することがあります。例えば、
 - ア．真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合
 - イ．当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ

会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合

- ウ. 当社の経営を支配した後に当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合
- エ. 当社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高価売り抜けを目的としていると判断される場合
- オ. 強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）を予定して当社株式の大規模買付行為を行う等当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合
- カ. いわゆる反社会的組織、又はその組織が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為
- キ. 大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画が著しく不合理であると判断される場合
- ク. 当社取締役会の経営方針及び事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断される場合

- ③ また、株主意思確認のための株主総会において、対抗措置の発動が承認された場合にも、対抗措置が発動されます。

4. 対抗措置を発動する場合の手続き

- ① 当社取締役会は、大規模買付者に対して対抗措置の発動に関して、発動が適当か否か及び発動が適当であるとしても、最終的に株主意思を確認するのが適当か否かを判断する場合、その判断の公正性を確保するために、事前に、当社取締役会から独立した組織として設置される特別委員会に対抗措置の発動の適否を諮問します（特別委員会の概要については添付資料のとおりです。）。
- ② 特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当である旨を勧告し、当社取締役会は、この勧告を株主の皆様へ開示した上で、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。
- ③ 当社取締役会が委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、2 (3) に定める分析

検討期間に含まれます。

5. 株主の皆様・流通市場への影響

(1) 本ルール導入時

本ルールの導入時点においては、新株予約権の発行等の法的な措置は講じられませんので、株主の皆様の権利関係に変動が生じることはなく、株価形成を歪めることもありません。

(2) 対抗措置発動後

- ① 当社取締役会は、当社株主の皆様（当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させる買収を行う者を除きます。）が格別の損失を被り又は株価形成を歪める類型の対抗措置の発動を想定しておりません。
- ② 当社取締役会が対抗措置を発動することを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って、株主の皆様が万一の不測の損失を被ることを防止すべく適時適切な開示を行います。

6. 本ルールの適用開始、有効期間、継続及び廃止等

- ① 本ルールは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって継続することとし、有効期間は2028年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。
- ② 上記①に関わらず、本ルールは、本定時株主総会により継続が承認され発効した後であっても、株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には廃止することができるものとします。
- ③ 本ルールの有効期間中であっても、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時改正ができるものとし、その場合は、取締役会において決議した日の直近の定時株主総会にて、株主の皆様のご信任を得ることとします。このように、当社取締役会が本ルールについて変更を行った場合には、その内容につきまして速やかに開示します。
- ④ 本ルールに関する法令、当社が上場する金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様に不利益を与えない場合には、必要に応じて特別委員会の賛同を得たうえで、本ルールを修正又は変更する場合があります。

以 上

添付資料 特別委員会の概要等

1. 特別委員会の委員

特別委員会は、当社取締役会からの独立性の確保及び企業経営に関する判断能力の観点から、当社取締役会の過半数の承認を受けた委員（3名以上5名以下）により構成されます。

2. ご参考：2025年6月26日に就任予定の特別委員会委員

中 東 正 文（なかひがし まさふみ）

1965年9月生まれ

名古屋大学大学院法学研究科長

高 山 崇 彦（たかやま たかひこ）

1966年7月生まれ

TMI 総合法律事務所 パートナー（弁護士）

泉 本 小 夜 子（いずもと さよこ）

1953年7月生まれ

当社社外取締役

泉本公認会計士事務所代表

フロイント産業株式会社社外監査役

日本精工株式会社社外取締役

中 村 敬（なかむら たかし）

1956年6月生まれ

当社社外取締役

橋 本 昭 彦（はしもと あきひこ）

1959年8月生まれ

当社社外取締役

以上